

健発 0218 第3号

平成23年2月18日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長

(印影印刷)

臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準の
一部改正について

臓器提供者（ドナー）の適応の判断及び臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日付け健医発第1371号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添1（各臓器の臓器提供者（ドナー）適応基準）のうち、〈肝臓〉臓器提供者（ドナー）適応基準に係る部分を別紙1の新旧対照表のとおり、また、基準通知の別添2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準に係る部分を別紙2の新旧対照表のとおり改正することとしました。

上記について、別添のとおり社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対する周知につきまして御配慮願います。